

青森県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 八月二十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西

秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第九号

青森県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「上司」を「広域連合長」に改める。

第五条中「公印の保管責任者」の前に「事務局長は、公印に関する事務を総括し、」を加え、「指名することができる」を「指名し、管理その他公印の取扱いに関し必要な補助を行わせることができる。」に改める。

第十二条第二項に後段として次のように加える。

また、不正使用その他事故を防止するため、公印の印影を使用する者に対し、適切に管理するよう必要な措置を講じなければならぬ。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（職務代理者の公印の印影の印刷等）

第十四条 広域連合長の職務代理者が置かれた場合は、広域連合長の公印の印影の印刷又は電子公印を当該職務代理者の公印の印影の印刷又は電子公印と読み替えて措置する。また、職務の代理が終了した場合は、職務代理者の公印の印影の印刷又は電子公印を当該広域連合長の公印の印影の印刷又は電子公印と読み替えて措置する。

2 前項の規定により読替措置を行うときは、事前に告示しなければならない。

第3号様式中「平成」を「令和」に改める。  
第4号様式中「平成」を「令和」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。